

## ○地方独立行政法人法（抜粋）

平成 15 年 7 月 16 日

法律第 118 号

## 第二節 地方独立行政法人評価委員会

第 11 条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、当該設立団体の長の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 第 8 条第 4 項、第 25 条第 3 項、第 28 条第 4 項、第 30 条第 2 項、第 42 条の 2 第 5 項、第 44 条第 2 項、第 49 条第 2 項（第 56 条第 1 項において準用する場合を含む。）、第 67 条第 2 項、第 78 条第 4 項、第 79 条の 2 第 2 項、第 87 条の 8 第 4 項又は第 87 条の 10 第 4 項の規定により設立団体の長に意見を述べること。

(2) 第 78 条の 2 第 1 項の規定により第 68 条第 1 項に規定する公立大学法人（次号において「公立大学法人」という。）の業務の実績を評価すること。

(3) 第 78 条の 2 第 4 項の規定により公立大学法人に勧告すること。

(4) 第 108 条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。

(5) 第 112 条第 2 項の規定により同条第一項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。

(6) その他この法律又は条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 評価委員会は、前項第 1 号、第 4 号又は第 5 号の意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

4 第 2 項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

(定款)

第8条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

(5) 特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人（以下「一般地方独立行政法人」という。）の別

3 第1項第5号に掲げる事項についての定款の変更は、特定地方独立行政法人を一般地方独立行政法人とする場合に限り、行うことができる。

4 設立団体の長は、第1項第5号に掲げる事項についての定款の変更を行おうとするときは、あらかじめ、第11条第1項に規定する評価委員会の意見を聴かなければならない。

⇒ 該当なし

(中期目標)

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第28条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

(2) 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

4 設立団体の長は、第1項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第30条 設立団体の長は、第28条第1項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(出資等に係る不要財産の納付等)

第42条の2 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（次項から第4項までにおいて「出資等団体」という。）に納付するものとする。

2 地方独立行政法人は、前項の規定による出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の出資等団体への納付に代えて、設立団体の長の認可を受けて、出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で総務大臣が定める基準により算定した金額を当該出資等団体に納付することができる。

5 設立団体の長は、第1項又は第2項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(財産の処分等の制限)

第44条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。ただし、第42条の2の規定により当該財産を処分するときは、この限りでない。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(役員報酬等)

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第56条第1項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報

酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

- 2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第3項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、**設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。**

(準用)

第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第48条第3項中「給与を参酌し、かつ」とあるのは「給与」と、「実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積り」とあるのは「実績」と読み替えるものとする。

(財産の処分)

第67条 第8条第2項の規定により設立団体の数を減少させる定款の変更を行う場合において、地方独立行政法人の財産の処分を必要とするときは、当該財産処分については、設立団体の長が協議して定めるところによる。

- 2 前項の場合においては、設立団体の長は、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。 ⇒ 該当なし

第78条第4項 ⇒ 該当なし (公立大学法人関係)

第79条の2第2項 ⇒ 該当なし (公立大学法人関係)

第87条の8第4項 ⇒ 該当なし (申請等関係事務処理法人関係)

第87条の10第4項 ⇒ 該当なし (申請等関係事務処理法人関係)

評価委員会の所掌事務

意見聴取事項

	業務内容	時期	根拠条例 (地方独立行政法人法)	
1	町長による中期目標の作成・変更の際の意見	作成:毎中期目標開始時 変更:必要時	第25条第3項	※
2	町長による中期目標期間における業務の実績に関する評価の際の意見	中期目標期間の最後の事業年度の直前及び中期目標期間終了時	第28条第4項	
3	中期目標期間の終了時に町長が所要の措置を講ずる際の意見	毎中期目標終了時	第30条第2項	
4	法人の役員の報酬等の支給基準に関する町長に対する意見の申出	設立時及び必要時	第56条第1項において準用する第49条第2項	※
5	出資等にかかる不要財産の納付等について、町長が認可しようとする際の意見	必要時	第42条の2第5項	
6	重要な財産の処分をするにあたって町長が認可する際の意見	必要時	第44条第2項	

※ 地方独立行政法人移行までに審議が必要な事項です。